

鳥取市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市規則第42号

鳥取市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年鳥取市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第7号中「看護」を「看護等」に、「又は疾病の予防を図るために必要なその子の世話（予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。）を行うこと」を「を行うこと、その子に疾病の予防を図るために行う予防接種若しくは健康診断を受けさせること、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすること」に改め、同条第2項第8号中「看護」を「看護等」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。